日高市地域防災計画《第３編　風水害対策編》修正案　新旧対照表

該当頁	日高市地域防災計画　現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 275 p. 276	第１章　施策ごとの具体的計画 第１節　自助、共助による防災力の向上 第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育） ２　自主防災組織の育成強化 ３　消防団の活動体制の充実 ４　事業所等における防災組織等の整備 ５　ボランティア等の活動支援体制の整備 ６　地区防災計画の策定 「第２編　震災対策編－第１章－第１節－＜予防・事前対策＞（56ページ）」を準用する。	第１章　施策ごとの具体的計画 第１節　自助、共助による防災力の向上 第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育） ２　自主防災組織の育成強化 ３　消防団の活動体制の充実 ４　事業所等における防災組織等の整備 ５　ボランティア等の活動支援体制の整備 ６　地区防災計画の策定 ７　適切な避難行動に関する普及啓発 １～６については、「第２編　震災対策編－第１章－第１節－＜予防・事前対策＞（56ページ）」を準用するほか、以下のとおり対応する。 ７　適切な避難行動に関する普及啓発 「第２編 震災対策編－第２章－第１－＜予防・事前対策＞－８ 適切な避難行動に関する普及啓発（第２編－２９ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。 （１）取組方針 水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。 （２）具体的な取組内容 ア　市民向けの普及啓発　【危機管理課（統括班）、消防組合、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）】 県及び市は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、マイ・ライムライン作成に関する普及啓発に努めるものとする。 【マイ・タイムライン作成のポイント】 ～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より １．　事前の確認 ①住んでいる場所の特徴 住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認 ②避難先の想定 住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。 ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」 ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」 ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」 ２．　情報の入手 気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。 ３．　早めの避難

p. 277

第２節　災害に強いまちづくりの推進
第２　現　況

〈土砂災害防止法〉

○　土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域は、土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。市内には、急傾斜地 32 箇所、土石流 25 箇所がある。

土砂災害特別警戒区域は、土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

〈山地災害危険地区〉

山地災害のおそれがある箇所を山地災害危険地区として位置付け、危険度が高い地区の把握に努めている。本市は、山腹崩壊危険地区 10 箇所、崩壊土砂流出危険地区２箇所となっている。

〈砂防〉

土砂災害のおそれがある箇所を土砂災害危険箇所として位置付け、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに警戒避難体制の整備を行っている。本市の土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流 18 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所 16 箇所となっている。

○　土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、渓床勾配３°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、山間部に広く分布している。

市内の土石流危険渓流は 18 渓流ある。

土石流危険渓流Ⅰ	人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流	９渓流
土石流危険渓流Ⅱ	人家が１～４戸ある場合の当該区域に流入する渓流	９渓流
土石流危険渓流Ⅲ	人家が０戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流	０渓流
合　計		18 渓流

p. 278

○　急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30°以上の角度をなし、その高さが５m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等のある場合を含む）ある箇所	自然斜面	２箇所
		人工斜面	０箇所
急傾斜地崩壊	人家が１～４戸ある箇所	自然斜面	３箇所

第２節　災害に強いまちづくりの推進
第２　現　況

〈土砂災害防止法〉

○　土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域は、土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。市内には、急傾斜地 32 箇所、土石流 25 箇所がある。

土砂災害特別警戒区域は、土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

なお、土砂災害（特別）警戒区域は、従来の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を中心とした再調査結果を踏まえ、土砂災害防止法に基づき告示した区域である。

〈土砂災害危険箇所〉

土砂災害のおそれがある箇所を土砂災害危険箇所として位置付け、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに警戒避難体制の整備を行っている。本市の土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流 18 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所 16 箇所となっている。

○　土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、渓床勾配３°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、山間部に広く分布している。

○　急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30°以上の角度をなし、その高さが５m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

危険箇所Ⅱ		人工斜面	0 箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	人家が０戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性がある箇所	自然斜面	11 箇所
		人工斜面	0 箇所
合　計		16 箇所	

p. 278

〈山地災害危険地区〉

山地災害のおそれがある箇所を山地災害危険地区として位置付け、危険度が高い地区の把握に努めている。本市は、山腹崩壊危険地区 10 箇所、崩壊土砂流出危険地区２箇所となっている。

〈地盤沈下〉

県では、地盤沈下の調査のため、昭和 36 年２月から毎年水準測量を実施している。

調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大 183.5 ㎝沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。

〈地盤沈下〉

県では、地盤沈下の調査のため、昭和 36 年２月から毎年水準測量を実施している。

調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大 184.6 ㎝沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。

〈ため池〉

市で農業用ため池として管理しているため池は仙女ケ池と諏訪池の２池であり、このうち仙女ケ池は決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。また、飯能市内にある宮沢ため池も防災重点農業用ため池であり、市内に浸水想定区域が設定されている。

p. 279

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　水害予防-治山
２　水害予防-治水
３　土砂災害予防
４　防災都市づくり

１　水害予防－治山

（２）具体的な取組内容

ア　予報・警報等の伝達体制確立　　**【危機管理課（統括班）】**

県は、効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。

平成25年度末現在、市内では山腹崩壊危険地区10か所、崩壊土砂流出危険地区２か所が把握されている（資料編参照）。市は、これらの地域において、山地災害発生の危険が高まった際には、迅速かつ的確に予報、警報及び避難命令等が地域住民に伝達できる体制を確立する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　水害予防-治山
２　水害予防-治水
３　水害予防-ため池
４　土砂災害予防
５　防災都市づくり

１　水害予防－治山

（２）具体的な取組内容

ア　予報・警報等の伝達体制確立　　**【危機管理課（統括班）】**

県は、効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。

令和３年度８月現在、市内では山腹崩壊危険地区10か所、崩壊土砂流出危険地区２か所が把握されている（資料編参照）。市は、これらの地域において、山地災害発生の危険が高まった際には、迅速かつ的確に予報、警報及び避難指示等が地域住民に伝達できる体制を確立する。

p. 280

２　水害予防－治水

（２）具体的な取組内容

ア　治水対策　**【施設管理担当課、施設管理者、環境課（衛生班）、産業振興課（物資調達班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、下水道課（下水道班）】**

③　水防法に基づく浸水想定区域の指定等

県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川は、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）を作成し、市長へ通知している。

２　水害予防－治水

（２）具体的な取組内容

ア　治水対策　**【施設管理担当課、施設管理者、環境課（衛生班）、産業振興課（物資調達班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、下水道課（下水道班）】**

③　水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川は、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長へ通知している。

	本市は、水防法第14条における洪水浸水想定区域には指定されていない。	本市は、水防法第14条における洪水浸水想定区域には指定されていない。
p. 281		これ以外の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民滞在者その他の者へ周知するものとする。 ３　水害予防－ため池 （１）取組方針 ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、市民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。 このため、防災重点農業用ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。 （２）具体的な取組内容 ア　ため池の水害予防対策の推進　　【危機管理課（統括班）、産業振興課（物資調達班）】 「第２編震災対策編－第２章－第２災害に強いまちづくりの推進　１防災都市づくり（第２編－４５ページ）」を準用する。
p. 282	３　土砂災害予防 （２）具体的な取組内容 土砂災害警戒区域等の指定がある場合は、警戒避難体制の確立に努める。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。 ア　土砂災害警戒区域等の指定　　【危機管理課（統括班）】 ②　土砂災害に関するハザードマップ等の作成 土砂災害のおそれがある区域や災害時の対応についてなど、ハザードマップ等を作成・公表し、土砂災害に対する防災意識の啓発に努める。 ③　防災訓練等の開催 土砂災害のおそれがある区域周辺の住民を中心に、土砂災害を想定した防災訓練・講習会等を開催する。 ④　避難体制の整備 土砂災害の前兆現象の早期発見のため、地域との連携に努めるとともに、気象情報などと合わせて、住民に避難を促す情報伝達システムを整備する。	４　土砂災害予防 （２）具体的な取組内容 土砂災害警戒区域等の指定がある場合は、警戒避難体制の確立に努める。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。 ア　土砂災害警戒区域等の指定　　【危機管理課（統括班）】 ②　土砂災害に関するハザードマップ等の作成 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップ等を作成・公表し、土砂災害に対する防災意識の啓発に努める。 ③　防災訓練等の開催 土砂災害警戒区域内周辺の住民を中心に、土砂災害を想定した防災訓練・講習会等を開催する。 ④　要配慮者関連施設の避難の支援 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。 ⑤　情報伝達システムの整備 土砂災害の前兆現象の早期発見のため、地域との連携に努めるとともに、気象情報などと合わせて、住民に避難を促す情報伝達システムを整備する。
p. 283	オ　要配慮者施設における避難確保計画の作成等 【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、学校教育課（文教班）、学校、消防署】 土砂災害防止法の改正（平成 29 年６月 19 日）に伴い、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。	オ　要配慮者施設における避難確保計画の作成等 【危機管理課（統括班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、学校教育課（文教班）、学校】 土砂災害防止法の改正（平成 29 年６月 19 日）に伴い、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。
p. 284	４　防災都市づくり	５　防災都市づくり

p. 285	**第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保** **＜応急対策＞** 「第２編　震災対策編－第１章－第３節－＜応急対策＞（87ページ）」を準用する。	**第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保** **＜応急対策＞** 「第２編　震災対策編－第１章－第３節－＜応急対策＞（89ページ）」を準用するほか、「２　交通規制」について、次のとおり対応する。 ○ 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
p. 287	**第４節　応急対応力の強化** **第３　具体的取組** **＜予防・事前対策＞** **１　水防** **２　応急活動体制の整備** **３　防災活動拠点の整備** **１　水防** **（１）取組方針** 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法（昭和24年法律第193号）第７条の規定に基づく埼玉県水防計画による。 ただし、災害対策基本法に基づく埼玉県災害対策本部が設置されたときは、本計画により同本部と密接に連絡する。 **（２）具体的な取組内容** **ア　水防体制の確立**　　**【危機管理課（統括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、消防局、消防団、河川管理者】** **①　水防機関の非常配備** 市長（水防管理者）は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努め、消防局を次の指示に支障のないような状態におく。 消防局の体制は、消防局消防活動規程による。 **②　出動基準**	**第４節　応急対応力の強化** **第３　具体的取組** **＜予防・事前対策＞** **１　水防** **２　応急活動体制の整備** **３　防災活動拠点の整備** **１　水防** **（１）取組方針** 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法第７条の規定に基づく埼玉県水防計画による。 ただし、災対法に基づく埼玉県災害対策本部が設置されたときは、本計画により同本部と密接に連絡する。 **（２）具体的な取組内容** **ア　水防体制の確立**　　**【危機管理課（統括班）、建設課・市街地整備課（応急復旧班）、消防組合、消防団、河川管理者】** **①　水防機関の非常配備** 市長（水防管理者）は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努める。 **②　出動を要請する基準**
p. 289	**＜応急対策＞** **１　水防活動** **２　土砂災害防止** **３　応急活動体制の施行** **４　災害対策本部の設置等** **５　警備活動** **１　水防活動** **（１）取組方針** 市は、水防法の定めるところにより水防管理団体として市域における水防を十分に果たすべき責任を有している。このため、市域における水防活動は市、消防局が中心となり、警察等の防災関係機関と綿密な連携を図り実施する。	**＜応急対策＞** **１　水防活動** **２　土砂災害防止** **３　応急活動体制の施行** **４　災害対策本部の設置等** **５　警備活動** **１　水防活動** **（１）取組方針** 市は、水防法の定めるところにより水防管理団体として市域における水防を十分に果たすべき責任を有している。このため、市域における水防活動は市が中心となり、消防等の防災関係機関と綿密な連携を図り実施する。

	（２）具体的な取組内容 ア　水防活動　【統括班（危機管理課）、応急復旧班（建設課・区画整理課）、消防局、消防団、河川管理者】 ①　監視、警戒活動 a　常時監視 市長（水防管理者）は、市内河川の護岸、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。 b　非常警戒 市長（水防管理者）は、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者に報告するとともに水防作業を開始する。	（２）具体的な取組内容 ア　水防活動　【統括班（危機管理課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）、消防組合、消防団、河川管理者】 ①　監視、警戒活動 a　常時監視 市長（水防管理者）は、市内河川の護岸、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。 b　非常警戒 市長（水防管理者）は、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者に報告するとともに水防作業を開始する。 また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。
p. 290	イ　決壊時の処置　【統括班（危機管理課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、消防局、消防団、警察、河川管理者、市民】	イ　決壊時の処置　【統括班（危機管理課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、消防組合、消防団、警察、河川管理者、市民】
p. 291	②　避難のための立退き a　避難の指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長にその旨を通知する。 b　立ち退き 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出・避難については、市が消防局及び警察の協力のもと誘導する。また、市長（水防管理者）は、立ち退き措置を行った旨を知事に報告する。 ③　水防解除 水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、市長（水防管理者）は水防解除を命ずると共に、これを市民に周知させ、知事に対してその旨を報告する。	②　避難のための立退き a　避難の指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に信号その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長にその旨を通知する。 b　立退き 立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出・避難については、市が消防組合及び警察の協力のもと誘導する。また、市長（水防管理者）は、立退き措置を行った旨を知事に報告する。 ③　水防解除 水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、市長（水防管理者）は水防解除を命ずると共に、これを市民に周知させ、知事に対してその旨を報告する。
p. 292	２　土砂災害防止 （２）具体的な取組内容 ア　土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報 【統括班（危機管理防災課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、広報班（市政情報課）、情報班（政策秘書課）、調査班（税務課・収税課）、応急復旧班（建設課・区画整理課）、自主防災組織等】 ①　土砂災害警戒情報の発表 熊谷地方気象台と県は大雨時による土砂災害（土石流、がけ崩れ）発生の危険度が高まったときに、防災活動や住民等への避難勧告等の判断材料となる情報、また住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とし、土砂災害警戒情報を発表する。 a　土砂災害警戒情報の対象地域 熊谷地方気象台と県河川砂防課が共同作成し、市を最小の発表単位として発表する。 b　土砂災害警戒情報の目的 大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、防災活動や市民への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するほか、自主避難の判断にも利用できることを目的とする。	２　土砂災害防止 （２）具体的な取組内容 ア　土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報 【統括班（危機管理防災課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、広報班（市政情報課）、情報班（政策秘書課）、調査班（税務課・収税課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）、自主防災組織等】 ①　土砂災害警戒情報の発表 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。 a　土砂災害警戒情報の対象地域 熊谷地方気象台と県河川砂防課が共同作成し、市を最小の発表単位として発表する。 b　土砂災害警戒情報の目的 大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、防災活動や市民への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するほか、自主避難の判断にも利用できることを目的とする。
p. 293	③　避難勧告等の発令 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、市長は、周辺の渓流・斜面の状況や土砂災害に関するメッシュ情報、土砂災害警戒区域等、気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。	③　避難指示等の発令 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、市長は、周辺の渓流・斜面の状況や土砂災害に関するメッシュ情報、土砂災害警戒区域等、気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

p. 294	④　情報の収集・伝達 f　具体的な伝達方法・伝達先等については次のとおりである。 ・防災行政無線により対象地域の住民全般に伝達 ・緊急速報メールにより携帯電話へメール送信による伝達 ・市の広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達 （広報車が聞こえない区域については、適宜、区・自治会の役員を通じて伝達してもらう） ・警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼 ・避難行動要支援者の避難支援者・事前登録者、利用施設への伝達 ・区長・自治会長、自主防災組織等へ、電話、携帯電話への緊急速報メール等により多重化した伝達を行い、率先して避難行動を促すような伝達や地域内での直接的な声かけによる伝達 ・ケーブルテレビ等の報道機関への依頼 ・市ホームページへの掲載等、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達	④　情報の収集・伝達 f　具体的な伝達方法・伝達先等については次のとおりである。 ・防災行政無線により対象地域の住民全般に伝達 ・緊急速報メールにより携帯電話へメール送信による伝達 ・市の広報車や消防団車両により、対象地域の住民全般に伝達 （広報車が聞こえない区域については、適宜、区・自治会の役員を通じて伝達してもらう） ・消防組合及び警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼 ・避難行動要支援者の避難支援者・事前登録者、利用施設への伝達 ・区長・自治会長、自主防災組織等へ、電話、携帯電話への緊急速報メール等により多重化した伝達を行い、率先して避難行動を促すような伝達や地域内での直接的な声かけによる伝達 ・ケーブルテレビ等の報道機関への依頼 ・市ホームページへの掲載等、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
p. 296	第５節　消防 （略）	第５節　消防 （略）
p. 297	第６節　情報収集・伝達体制の整備 第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　情報収集・伝達体制の整備 ２　気象情報や避難情報の活用の周知 １　情報収集・伝達体制の整備 「第２編　震災対策編－第１章－第６節－＜予防・事前対策＞－１　情報収集・伝達体制の整備（118ページ）」を準用する。	第６節　情報の収集・共有・伝達体制の整備 第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　情報の収集・共有・伝達体制の整備 ２　気象情報や避難情報の活用の周知 １　情報の収集・共有・伝達体制の整備 「第２編　震災対策編－第１章－第６節－＜予防・事前対策＞－１　情報収集・共有・伝達体制の整備（118ページ）」を準用する。
p. 298	＜応急対策＞ １　特別警報・警報・注意報等の伝達 ２　災害情報の収集・伝達 ３　異常な現象発見時の通報 ４　広聴広報活動 １　特別警報・警報・注意報等の伝達 （２）具体的な取組内容 ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等　【熊谷地方気象台】 ①　特別警報・警報・注意報 平成20年５月から、大雨及び洪水警報・注意報の発表の目安となる基準に、災害との関連性が高い新たな指標である土壌雨量指数及び流域雨量指数が導入された。 また、平成22年出水期からは、気象に関する警報・注意報が市町村単位で発表される。 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	＜応急対策＞ １　特別警報・警報・注意報等の伝達 ２　災害情報の収集・共有・伝達 ３　異常な現象発見時の通報 ４　広聴広報活動 １　特別警報・警報・注意報等の伝達 （２）具体的な取組内容 ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等　【熊谷地方気象台】 ①　特別警報・警報・注意報 平成20年５月から、大雨及び洪水警報・注意報の発表の目安となる基準に、災害との関連性が高い新たな指標である土壌雨量指数及び流域雨量指数が導入された。 また、平成22年出水期からは、気象に関する警報・注意報が市町村単位で発表されている。 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

p. 300

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

		具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

p. 301

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発　表　基　準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発　表　基　準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台　一次細分区域：南部、市町村をまとめた地域：南西部、二次細分区域：日高市［平成 22 年５月 27 日現在］)】

p. 302

種　類			発　表　基　準	
特別警報	大　雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
	暴　風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大　雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大　雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	25
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	144
	洪　水		流域雨量指数基準	小畔川流域=5.6、高麗川流域=17.6
			複合基準※1	―
	暴　風		平均風速：20m/s	
	暴風雪		平均風速：20m/s　雪を伴う	
	大　雪		12 時間降雪の深さ 10cm	
注意報	大　雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	10
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	93
	洪　水		流域雨量指数基準	小畔川流域=4.4、高麗川流域=14
			複合基準※1	小畔川流域=(5，4.4、高麗川流域=(9，11.2)
	強　風		平均風速：11m/s	

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台　一次細分区域：南部、市町村をまとめた地域：南西部、二次細分区域：日高市［令和３年６月８日現在］)】

種　類			発　表　基　準	
特別警報	大　雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴　風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大　雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大　雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	25
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	124
	洪　水		流域雨量指数基準	小畔川流域=6.9、高麗川流域=19.7
			複合基準※1	―
	暴　風		平均風速：20m/s	
	暴風雪		平均風速：20m/s　雪を伴う	
	大　雪		12 時間降雪の深さ 10cm	
注意報	大　雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	10
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	80
	洪　水		流域雨量指数基準	小畔川流域=5.5、高麗川流域=15.7
			複合基準※1	小畔川流域=(5，5.4、高麗川流域=(8，12.6)
	強　風		平均風速：11m/s	
	風　雪		平均風速：11m/s　雪を伴う	
	大　雪		12 時間降雪の深さ 5cm	

p. 302

風　雪	平均風速：11m/s　雪を伴う
大　雪	12 時間降雪の深さ 5cm
雷	落雷等で被害が予想される場合
濃　霧	視程：100m
乾　燥	最小湿度 25%　実効湿度 55%
低　温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※2
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報	１時間雨量：100mm

※１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
※２　冬期の気温は熊谷地方気象台の値

③　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

p. 303

雷	落雷等で被害が予想される場合
濃　霧	視程：100m
乾　燥	最小湿度 25%　実効湿度 55%
低　温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※2
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報	１時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合

※１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
※２　冬期の気温は熊谷地方気象台の値

③　各種気象情報・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種　類	概　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

p. 304

④　記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

⑤　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、異常天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

イ　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

①　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときに、その状況を水位又は雨量を示して、水防管理者に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

【指定河川洪水予報】

種　類	標　題	概　要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき、はん濫が継続しているときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況、避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	はん濫警戒情報	はん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等のはん濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報の発令の判断の参考とする。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

・早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

④　記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

⑤　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

イ　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

①　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル２～５に相当する。

【指定河川洪水予報】

種　類	標　題	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。 避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

洪水 注意報	はん濫注意 情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 はん濫の発生に対する注意を求める段階である。

※個別河川に係る洪水予報の基準水位は水防計画による。

p. 305

ウ　気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

県と熊谷地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

【発表対象地域（47 市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の47市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、伊奈町、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、
飯能市、入間市、坂戸市、**日高市**、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、
長瀞町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、蓮田市、白岡市、春日部市、松伏町

エ　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第29条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

市は発表を受け、市民に避難指示・勧告を行う。

p. 306

①　伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

＜国が緊急調査を行う場合＞

・河道閉塞による湛水を原因とする土石流
・火山噴火に起因する土石流
・河道閉塞による湛水

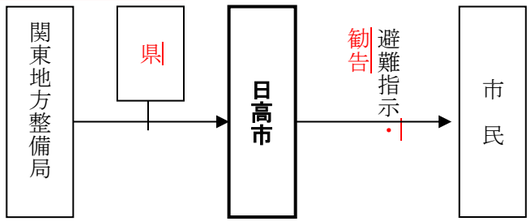

＜県が緊急調査を行う場合＞

・地すべり

洪水 注意報	氾濫注意情 報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

※個別河川に係る洪水予報の基準水位は水防計画による。

ウ　気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

【発表対象地域（43 市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、
飯能市、入間市、坂戸市、**日高市**、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、
長瀞町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、熊谷市、深谷市、寄居町、春日部市、松伏町

エ　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

市は発表を受け、市民に避難指示を行う。

①　伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

＜県が緊急調査を行う場合＞

・地すべり

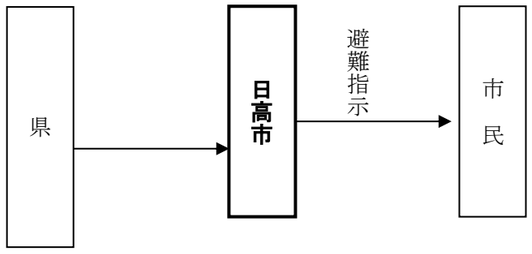

＜国が緊急調査を行う場合＞

・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
・河道閉塞による湛水
・河道閉塞による湛水を原因とする土石流

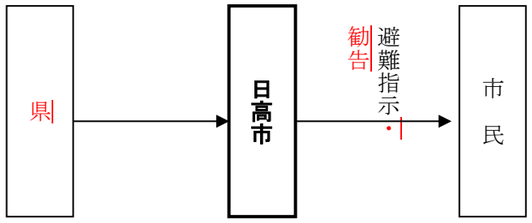

オ　火災気象通報　　【統括班（危機管理課）】

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防局に伝達される。

通報基準は、次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時火災気象通報を実施する。

① 当日の実効湿度が55%以下で最小湿度が25%以下
② 平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上、ただし、降雨、降雪中は除く
③ 当日の実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、かつ、平均風速が10m/s以上

p. 307

キ　熊谷地方気象台と埼玉県・市とのホットラインの運用　【統括班（危機管理課）】

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市防災担当課責任者等へ電話連絡する。

① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
　a 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
　b 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替えをした場合
　c 特別警報を解除した場合
※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

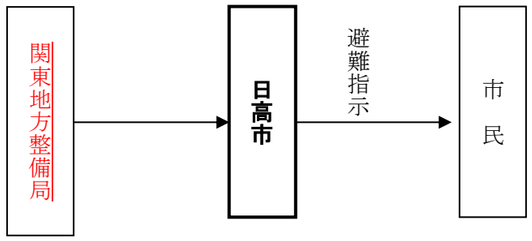

オ　火災気象通報　　【統括班（危機管理課）】

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防組合に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。
ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

キ　熊谷地方気象台と埼玉県・市とのホットラインの運用　【統括班（危機管理課）】

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市防災担当課責任者等へ電話連絡する。

① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
　a 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
　b 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替をした場合
　c 特別警報を警報に切り替えた場合
※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

p. 307

ク　気象警報等の伝達　　【熊谷地方気象台】

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替え、解除した場合は次の機関へ通知する。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種別／通知先	特別警報 警報		注意報					気象情報			水防活動用 警報・注意報・情報		
	大雨・暴風・洪水※	大雪・暴風雪	大雨・洪水・雷	大雪・風雪・着雪・低温	乾燥	濃霧	霜	記録的短時間大雨情報	土砂災害警戒情報	その他の気象情報	警報	注意報	情報
ＮＴＴ東日本（仙台センター）	●	●									●		
ＮＨＫさいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	●									●		
県消防防災課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
テレビ埼玉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川上流河川事務所	●	●	○					○	○	○			
ＪＲ東日本高崎支社	○	○	○	○	○	○		○	○	○			
秩父鉄道	○	○	○	○		○		○	○	○			
東京電力埼玉給電所	○	○	○	○				○	○	○			
エフエムナックファイブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉高速鉄道	○	○	○	○	○	○		○	○				
大宮国道事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

●　気象業務法第 15 条による通知先を示す。
○　上記以外の通知先を示す。
※　洪水は警報に限る。

ク　気象警報等の伝達　　【熊谷地方気象台】

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替え、解除した場合は次の機関へ通知する。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種別／通知先	特別警報 警報		注意報					気象情報			水防活動用 警報・注意報・情報		
	大雨・暴風・洪水※	大雪・暴風雪	大雨・洪水・雷	大雪・風雪・着雪・低温	乾燥	濃霧	霜	記録的短時間大雨情報	土砂災害警戒情報	その他の気象情報	警報	注意報	情報
ＮＴＴ東日本（警報伝達システム担当）	●	●									●		
ＮＨＫさいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	●									●		
県災害対策課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
荒川上流河川事務所	●	○	○					○	○	○			

●　気象業務法第 15 条による通知先を示す。
○　上記以外の通知先を示す。
※　洪水は警報に限る。

p. 308

【伝達系統図】

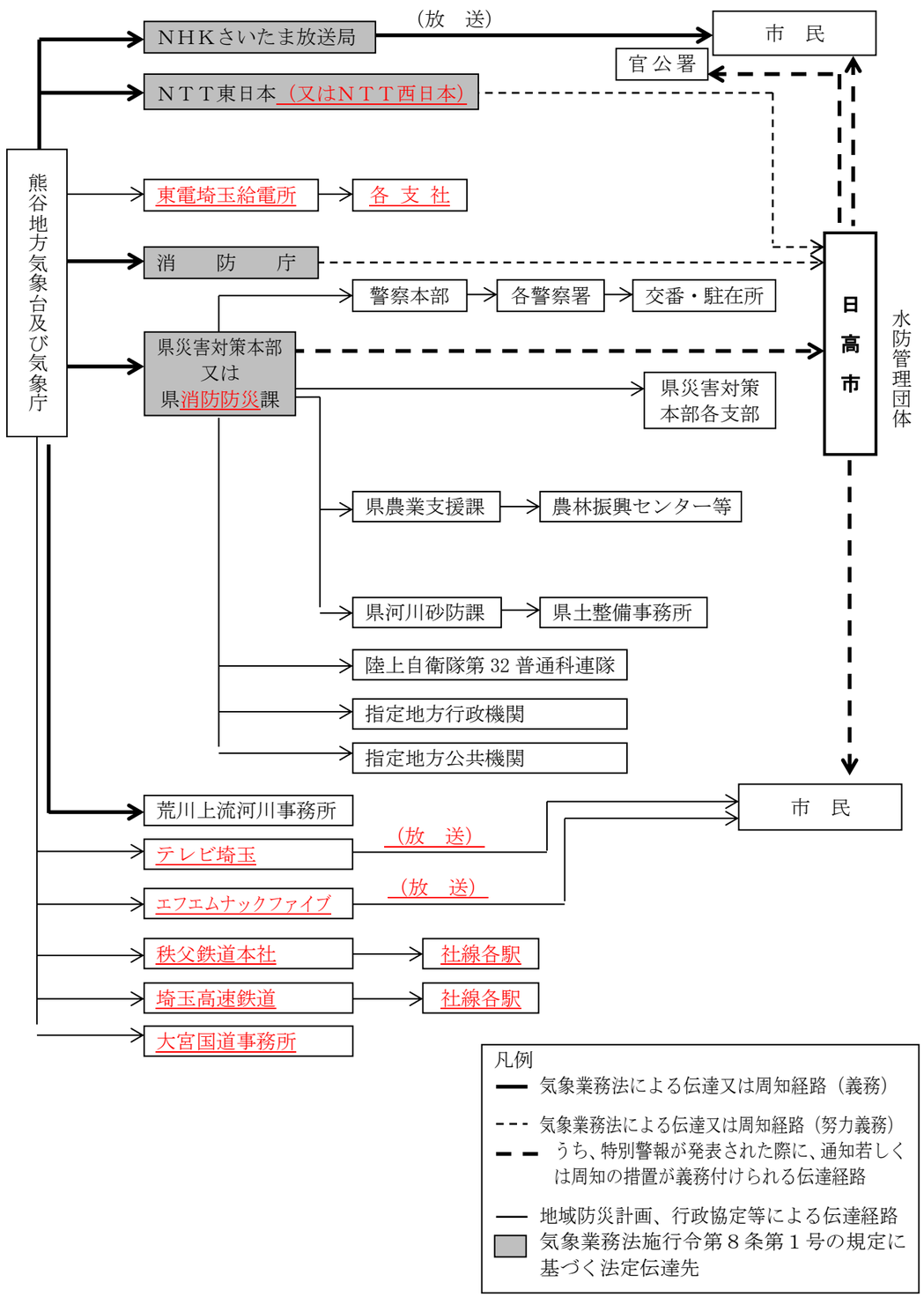

【伝達系統図】

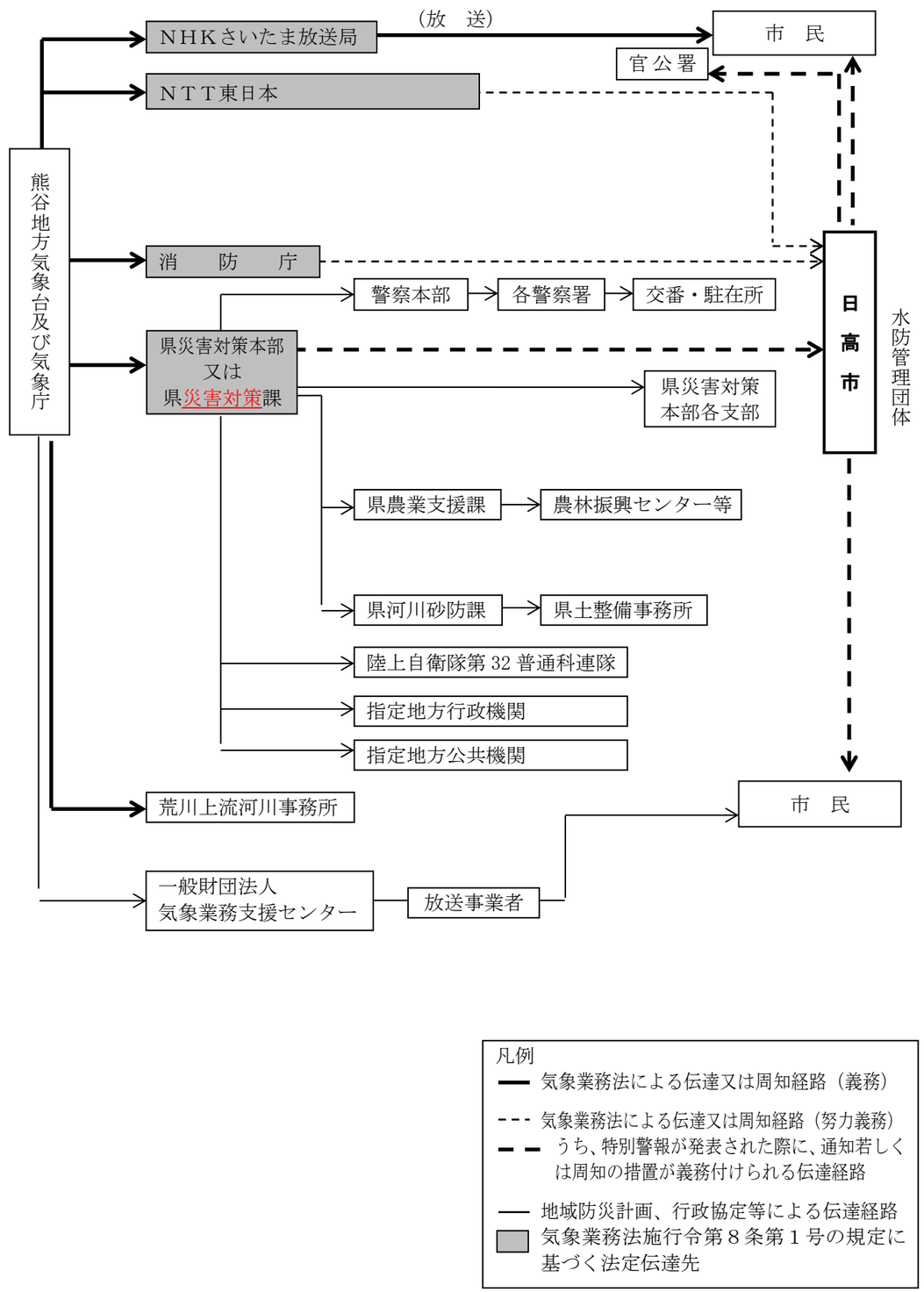

p. 309

【土砂災害警戒情報伝達系統図】

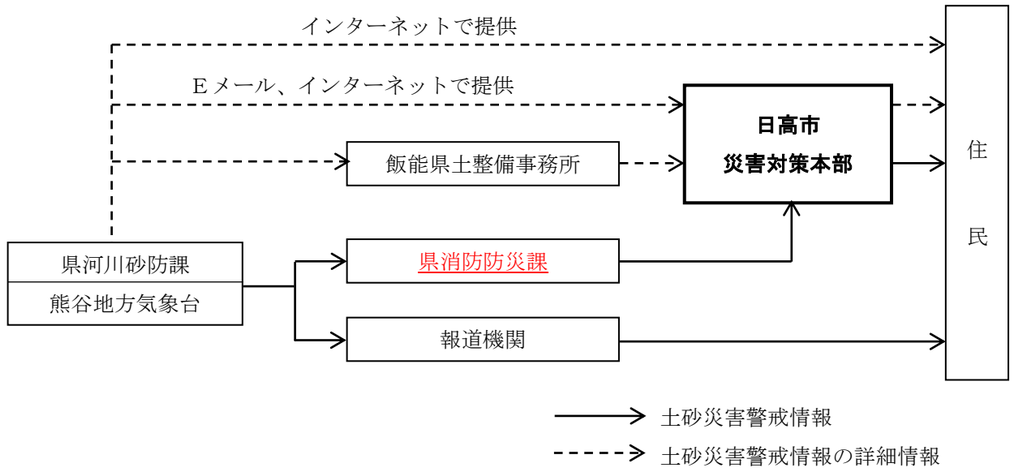

２　災害情報の収集・伝達

（２）具体的な取組内容

ア　風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収　集　源	伝達手段・経路等
(ｱ)気象警報等、気象情報	予側される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(ｲ)雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・土砂災害に関するメッシュ情報	随　時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線 ・防災情報提供システム（気象庁） ・気象庁ホームページ
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随　時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織・住民	
(ｳ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市職員、消防職員、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織・住民	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線

p. 310

【土砂災害警戒情報伝達系統図】

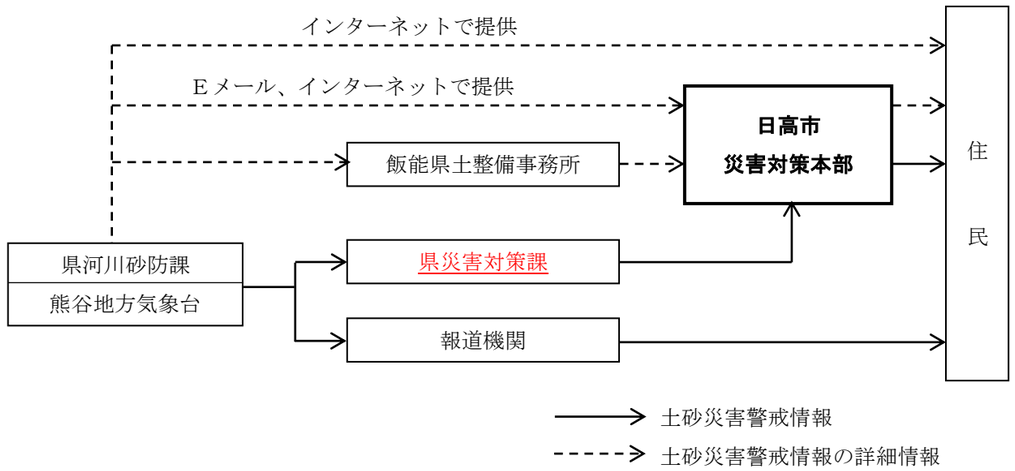

２　災害情報の収集・共有・伝達

（２）具体的な取組内容

ア　風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収　集　源	伝達手段・経路等
(ｱ)気象警報等、気象情報	予側される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(ｲ)雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・土砂災害に関するメッシュ情報	随　時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線 ・防災情報提供システム（気象庁） ・気象庁ホームページ
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随　時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防組合 ・自主防災組織・市民	
(ｳ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市職員 ・消防組合 ・自主防災組織・市民	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線

p. 310

(ｴ) 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署員、消防団員 ・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収　集　源	伝達手段・経路等
(ｱ) 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 （特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後即時	・市職員、消防署員、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織・市民 ・市職員、消防署員、消防団員 （被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	・災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41 等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(ｲ) 市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

３　異常な現象発見時の通報

（２）具体的な取組内容

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(ｴ) 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防団員 ・消防組合 ・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収　集　源	伝達手段・経路等
(ｱ) 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 （特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後即時	・市職員、消防団員 ・消防組合 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織・市民 （被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	・災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41 等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(ｲ) 市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防組合 ・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

３　異常な現象発見時の通報

（２）具体的な取組内容

災対法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

p. 311	ウ　気象庁機関の通報先　【統括班（危機管理課）】 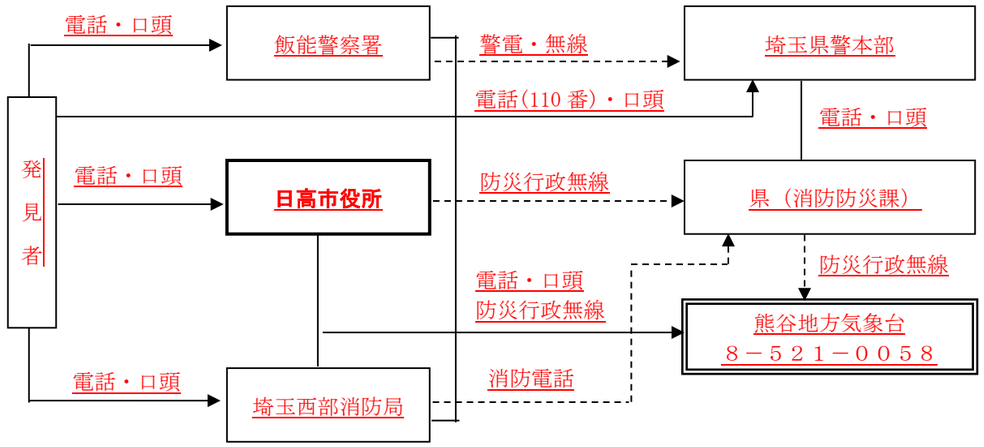 	ウ　気象庁機関の通報先　【統括班（危機管理課）】 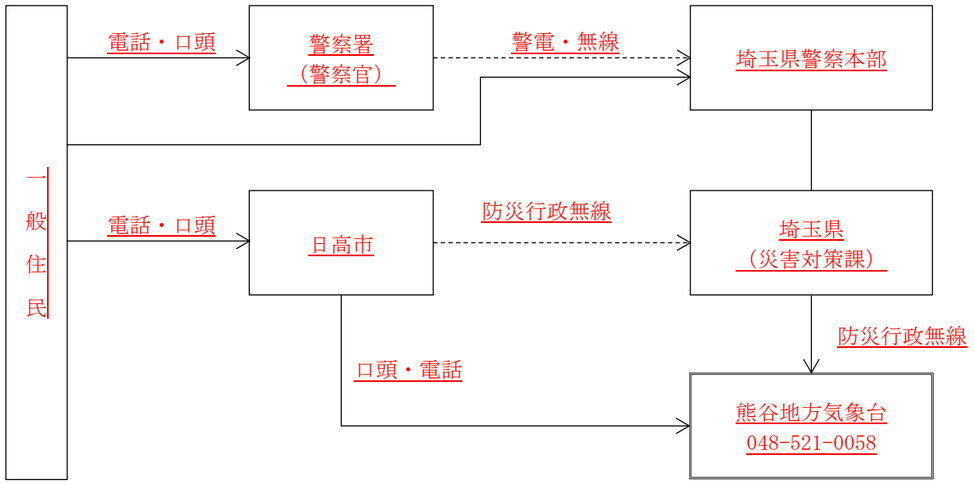
p. 312	第７節　医療救護等対策 （略）	第７節　医療救護等対策 （略）
p. 313 p. 314	第８節　避難対策 第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　避難体制の整備 １　避難体制の整備 「第２編　震災対策編－第１章－第９節－＜予防・事前対策＞（150ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。 ア　避難計画の策定 【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。	第８節　避難対策 第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　避難体制の整備 １　避難体制の整備 「第２編　震災対策編－第１章－第９節－＜予防・事前対策＞（150ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。 ア　避難計画の策定 【危機管理課（統括班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 市は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。 ①　洪水等に対する住民の警戒避難体制 市は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキ

<table>
<tr><td></td><td></td><td>クル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

② 土砂災害に対する住民の警戒避難体制
市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

③ 局地的短時間豪雨
市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。</td></tr>
<tr><td>p. 314</td><td>イ　発災前の避難決定及び住民への情報提供
【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）】
台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。県及び市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。</td><td>イ　発災前の避難決定及び住民への情報提供
【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）】
台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。県及び市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。
住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。</td></tr>
<tr><td>p. 315</td><td></td><td>ウ　事業者による従業員等の安全確保　　【事業者】
事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>p. 316</td><td>＜応急対策＞
１　避難の実施
２　避難所の開設・運営
３　広域一時滞在

１　避難の実施

（２）具体的な取組内容
ア　避難の勧告および指示　　【市長】
①　実施責任者
避難のための立退きの勧告、指示、立退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

<table><tr><th></th><th>実施責任者</th><th>根拠法令</th><th>適用災害</th></tr><tr><td>勧告</td><td>市長</td><td>災対法第 60 条</td><td>災害全般</td></tr></table></td><td>＜応急対策＞
１　避難の実施
２　避難所の開設・運営
３　広域避難
４　広域一時滞在

１　避難の実施

（２）具体的な取組内容
ア　避難指示　　【市長】
①　実施責任者
避難のための立退きの指示、立退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

<table><tr><th>実施責任者</th><th>根拠法令</th><th>適用災害</th></tr><tr><td>知事、その命を受けた職員</td><td>水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条</td><td>洪水及び地すべり</td></tr></table></td></tr>
</table>

指示	知事、その命を受けた職員	水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	市長	災対法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	警察官	災対法第 61 条及び警察官職務執行法第４条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条	災害全般

但し、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

a　勧告又は指示

・市長

市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告、指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。

この場合、市長は、知事に必要な事項を伝達する。

・知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行う。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。

b　指示

p. 317

・警察官

警察官は、災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長もしくはその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。

②　避難の勧告又は指示の内容　　【市長】

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

a	要避難対象地域
b	立退き先
c	避難先及び避難経路
d	避難理由
e	避難時の留意事項

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

③　関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

市長	災対法第 60 条	災害全般
水防管理者	水防法第 29 条	洪水
警察官	災対法第 61 条及び警察官職務執行法第４条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条	災害全般

但し、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

a　避難指示

・市長

市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。

この場合、市長は、知事に必要な事項を伝達する。

・知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。

・警察官

警察官は、災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長もしくはその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。

②　避難指示の内容　　【市長】

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

a	要避難対象地域
b	立退き先
c	避難先及び避難経路
d	避難理由
e	避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

③　関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

p. 318

・市長

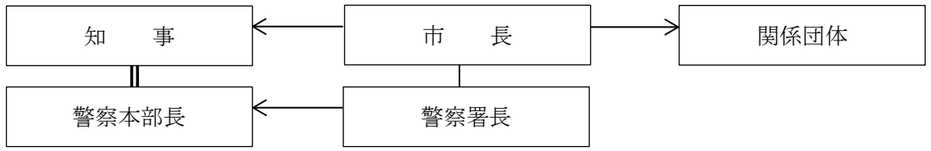

・知事又はその命を受けた職員
（洪水の場合）

（地すべりの場合）
　洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除く。

・水防管理者

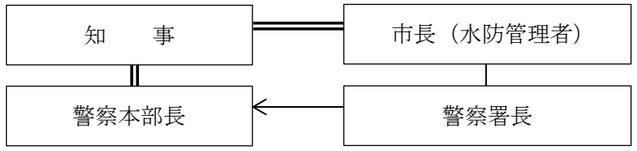

・警察官、自衛官

④　市民への周知
　「避難のための立退き」の勧告又は指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ市民に対し周知する。その際、外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

p. 319

⑤　発令基準及び伝達方法
　避難の勧告等の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達する。

種　別	発　令　基　準	伝達方法
避難勧告	1　気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。	(1)　サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団

・市長

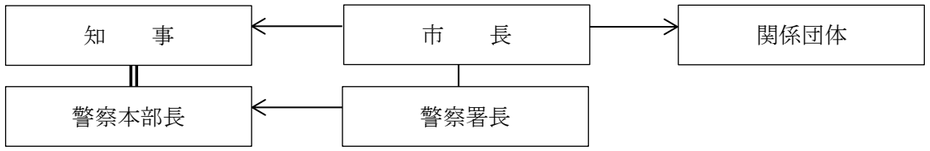

・知事又はその命を受けた職員
（洪水の場合）

（地すべりの場合）
　洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除く。

・水防管理者

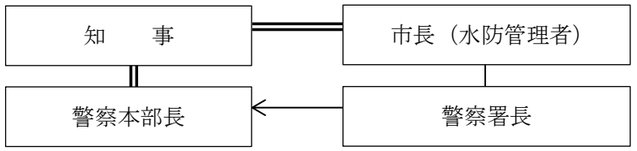

・警察官、海上保安官及び自衛官

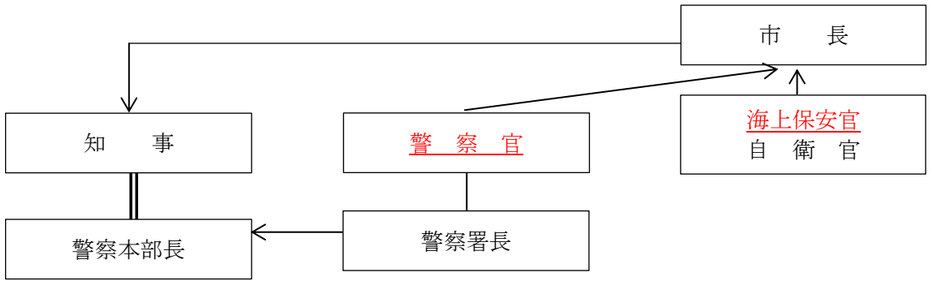

④　市民への周知
　「避難のための立退き」の指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ市民に対し周知する。その際、外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

⑤　発令基準及び伝達方法
　避難指示の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達する。

種　別	発　令　基　準	伝達方法
避難指示	1　気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 2　関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する	(1)　サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テ

避難指示	2　関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3　河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4　河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5　地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6　土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7　火災が拡大するおそれがあるとき。	体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 (2)　できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

p. 319

イ　避難準備・高齢者等避難開始　　【市長】

市長は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

避難勧告等の意味合いを明確化するため、避難勧告等を次の三類型とする。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

	通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3　河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4　河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5　地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6　土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7　火災が拡大するおそれがあるとき。	レビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 (2)　できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

イ　市長による避難情報の発令　　【市長】

市長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル３】高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所からの高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル４】避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。

<table>
<tr><td>p. 320

p. 322</td><td>

エ　避難誘導　【危機管理課（統括班）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】
①　市の役割
a　避難の勧告・指示又は避難準備情報の伝達
住民に対し、避難の勧告・指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。</td><td>
<table>
<tr><td>【警戒レベル５】
緊急安全確保</td><td>・災害発生（※１）又は切迫（※２）している状況
※１　災害発生
堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生
※２　災害の切迫
水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</td><td>【緊急安全確保】
・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。
・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。
・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル５緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。</td></tr>
</table>
（用語の説明）
■避難：災害から命を守るための行動
■立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
■屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の２階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
・自宅等に浸水しない居室があること
・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

エ　避難誘導　【危機管理課（統括班）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】
①　市の役割
a　避難指示又は高齢者等避難の伝達
住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>p. 324</td><td>第９節　災害時の要配慮者対策
（略）</td><td>第９節　災害時の要配慮者対策
（略）</td></tr>
<tr><td>p. 325</td><td>第10節　物資供給・輸送対策
（略）</td><td>第10節　物資供給・輸送対策
（略）</td></tr>
<tr><td>p. 326</td><td>第11節　相互応援
（略）</td><td>第11節　相互応援
（略）</td></tr>
<tr><td>p. 327</td><td>第12節　遺体の埋・火葬対策
（略）</td><td>第12節　遺体の埋・火葬対策
（略）</td></tr>
<tr><td>p. 328</td><td>第13節　市民生活の早期再建
第２　具体的取組
＜予防・事前対策＞
１　応急住宅対策
２　動物愛護</td><td>第13節　市民生活の早期再建
第２　具体的取組
＜予防・事前対策＞
１　応急住宅対策
２　り災証明書の交付体制の整備</td></tr>
</table>

	３　文教対策	３　被災者台帳の整備 ４　動物愛護 ５　文教対策 ６　がれき処理等廃棄物対策 ７　被災中小企業支援
p. 329	第14節　竜巻・突風等対策 第１　基本方針 突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。 第２　現　況 １　竜巻の発生状況 竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。 国内では年間10～20個程度発生している。 季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などにともなって発生するが、台風シーズンの９月頃に最も多く確認されている。 ２　特徴 竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百ｍであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。 台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位でみると、竜巻に遭遇する頻度は低い。 ３　その他の突風 （１）ダウンバースト ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百ｍから10km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。 （２）ガストフロント ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。	第14節　竜巻等突風対策 第１　基本方針 突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。 第２　現　況 １　竜巻の発生状況 竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。 日本では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。 竜巻の発生数は、台風シーズンの９月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。 ２　特徴 竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。 ３　その他の突風 （１）ダウンバースト ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百メートルから10キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。 （２）ガストフロント ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。
p. 330	５　課題 竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。 【参考：竜巻注意情報の概要】 ア　竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、雷注意報を補足する情報として都道府県単位を対象に発表される。 イ　竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約 200 倍となっている。 ウ　情報の有効期間は１時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表される。	５　課題 竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。 【参考：竜巻注意情報の概要】 ア　竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。 イ　竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約１時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

p. 331

■竜巻注意情報の発表例

〇〇県竜巻注意情報　第1号
平成××年4月 20 日 10 時 27 分　△△地方気象台発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しが
ある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20 日 11 時 30 分まで有効です。

エ　適中率は４％程度、補足率は 20～30％程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

（ｉ）発生確度２：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率５～10％、捕捉率20～30％）
（ⅱ）発生確度１：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
（適中率１～５％、捕捉率60～70％）

10分ごとに更新して提供しており、発生確度１に満たない地域は、発生確度は表示されない。

発生確度２は、発生確度１に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度１は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

■竜巻発生確度ナウキャストについて

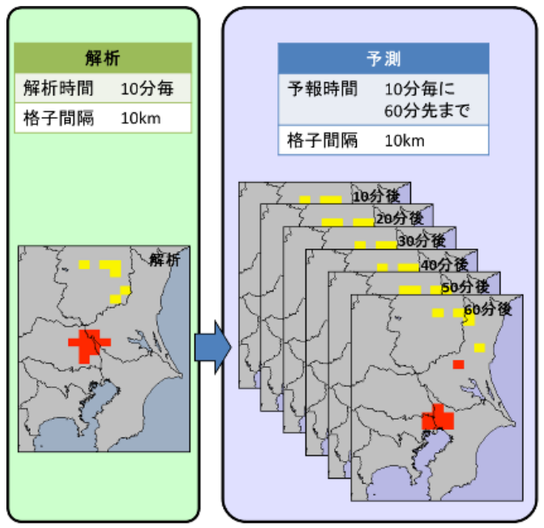

発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は5～10%程度、捕捉率は20～30%程度である。発生確度2となっている地方（県など）に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～5%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は60～70%程度であり見逃しが少ない。

※　発生確度2の予測の適中率　：　発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※　発生確度1以上の予測の適中率　：　発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

（出典：気象庁ホームページ）

■竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報　第1号
令和××年××月××日××時××分　気象庁発表

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しが
ある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

ウ　適中率は５％程度、補捉率は３０％程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と１時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

（ｉ）発生確度２：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率７～14％、捕捉率50～70％）
（ⅱ）発生確度１：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
（適中率１～７％、捕捉率 80％）

発生確度１以上の地域では、予測の適中率は発生確度２に比べて低くなるが、捕捉率は８０％であり見逃しが少ない。

■竜巻発生確度ナウキャストについて

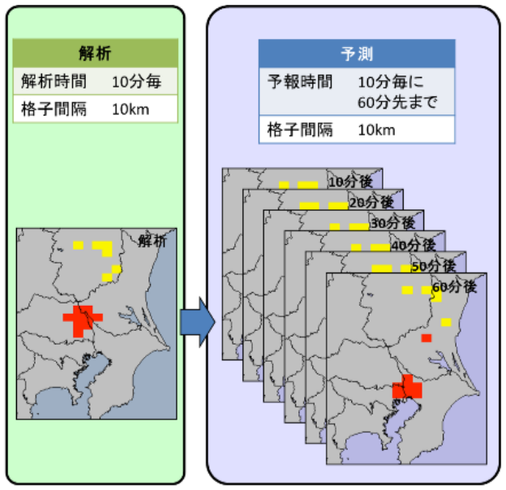

発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は 7～14%程度。捕捉率は 50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり発生確度2比べて低くなるが、捕捉率は 80%程度であり見逃しが少ない。

※　発生確度2の予測の適中率：
発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※　発生確度1以上の予測の適中率：
発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

（補足）上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去 30 ヶ月の従属資料による検証値です。

（出典：気象庁ホームページ）

	【その他の気象情報】 また、気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約８倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。	
p. 332	第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　竜巻の発生、対処に関する知識の普及 ２　竜巻注意情報等気象情報の普及 ３　被害予防対策 ４　竜巻等突風対処体制の確立 ５　情報収集・伝達体制の整備 ６　適切な対処法の普及 １　竜巻の発生、対処に関する知識の普及 （１）取組方針 竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。 （２）具体的な取組内容 ア　竜巻等突風に関する普及啓発の推進　　【危機管理課（総括班）、熊谷地方気象台】 市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。 （参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る！」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等） ２　竜巻注意情報等気象情報の普及 （１）取組方針 竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。	第３　具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　竜巻の発生、対処に関する知識の普及 ２　竜巻注意情報等気象情報の普及 ３　被害予防対策 ４　竜巻等突風対処体制の確立 ５　情報収集・伝達体制の整備 ６　適切な対処法の普及 １　竜巻の発生、対処に関する知識の普及 （１）取組方針 竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。 （２）具体的な取組内容 ア　竜巻等突風に関する普及啓発の推進　　【危機管理課（総括班）、熊谷地方気象台】 市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。 （参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等） ２　竜巻注意情報等気象情報の普及 （１）取組方針 竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。
p. 333	３　被害予防対策 （１）取組方針 竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。 （２）具体的な取組内容 ア　物的被害を軽減させるための方策　　【危機管理課（総括班）、重要施設管理者】 ①　重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。 ②　低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。 ４　竜巻等突風対処体制の確立 （１）取組方針 竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。 ５　情報収集・伝達体制の整備 （１）取組方針 竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。	３　被害予防対策 （１）取組方針 竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。 （２）具体的な取組内容 ア　物的被害を軽減させるための方策　　【危機管理課（総括班）、重要施設管理者】 ①　重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。 ②　低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。 ４　竜巻等突風対処体制の確立 （１）取組方針 竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。 ５　情報収集・伝達体制の整備 （１）取組方針 竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

p. 334	６　適切な対処法の普及 （１）取組方針 竜巻・突風等への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。	６　適切な対処法の普及 （１）取組方針 竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。
p. 336	＜応急対策＞ １　情報伝達 ２　救助の適切な実施 ３　がれき処理 ４　避難所の開設・運営 ５　応急住宅対策 ６　道路の応急復旧	＜応急対策＞ １　情報伝達 ２　救助の適切な実施 ３　がれき処理 ４　避難所の開設・運営 ５　応急住宅対策 ６　道路の応急復旧
	１　情報伝達 （１）取組方針 竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。	１　情報伝達 （１）取組方針 竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。
p. 337	２　救助の適切な実施　　【避難班（福祉政策課）、情報班（政策秘書課）】 （１）取組方針 被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。 「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜応急対策＞－１　災害救助法の適用（202ページ）」を準用する。	２　救助の適切な実施　　【避難班（生活福祉課）、情報班（政策秘書課）】 （１）取組方針 被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。 「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜応急対策＞－１　災害救助法の適用（202ページ）」を準用する。
p. 338	３　がれき処理　　【衛生班（環境課）】 （１）取組方針 竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜応急対策＞－３　災害廃棄物等処理対策（205ページ）」を準用する。	３　がれき処理　　【衛生班（環境課）】 （１）取組方針 竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜応急対策＞－３　災害廃棄物等処理対策（205ページ）」を準用する。
	４　避難所の開設・運営　　【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・自治会】 （１）取組方針 竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。 「第２編　震災対策編－第１章－第９節－＜応急対策＞－２　避難所の開設・運営（158ページ）」を準用する。	４　避難所の開設・運営　　【避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・自治会】 （１）取組方針 竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。 「第２編　震災対策編－第１章－第９節－＜応急対策＞－２　避難所の開設・運営（158ページ）」を準用する。
	５　応急住宅対策　　【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）、応急復旧班（建設課・区画整理課）】 （１）取組方針 竜巻・突風等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。 「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜応急対策＞－５　応急住宅対策（209ページ）」を準用する。	５　応急住宅対策　　【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）】 （１）取組方針 竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。 「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜応急対策＞－５　応急住宅対策（209ページ）」を準用する。
	６　道路の応急復旧　　【応急復旧班（建設課・区画整理課）】 （１）取組方針 竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。	６　道路の応急復旧　　【応急復旧班（建設課・市街地整備課）】 （１）取組方針 竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。
p. 339	＜復旧対策＞ １　被害認定の適切な実施 ２　被災者支援	＜復旧対策＞ １　被害認定の適切な実施 ２　被災者支援 １　被害認定の適切な実施　　【情報班（政策秘書課）】

p. 340

１　被害認定の適切な実施　　【情報班（政策秘書課）】

（１）取組方針

竜巻・突風等による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

２　被災者支援　　【全班（市全課）、警察、消防局、ライフライン事業者】

（２）具体的な取組内容

「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜復旧対策＞－１　生活再建等の支援（215ページ）」を準用する。

【＜参考＞平成 25 年９月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	具　体　例
被災者支援	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・り災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付 ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（市社会福祉協議会） ・義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	・市営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・市民税、固定資産税の減免等 ・市税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障がい児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・各種資金（農業近代化資金、スーパーＬ資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市立幼稚園減免
その他支援	・がれき一時保管場所の設置及び処理。 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド株式会社）

（１）取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

２　被災者支援　　【全班（市全課）、警察、消防組合、ライフライン事業者】

（２）具体的な取組内容

「第２編　震災対策編－第１章－第14節－＜復旧対策＞－１　生活再建等の支援（215ページ）」を準用する。

【＜参考＞平成 25 年９月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	具　体　例
被災者支援	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・り災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付 ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（市社会福祉協議会） ・義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	・市営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・市民税、固定資産税の減免等 ・市税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障がい児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・各種資金（農業近代化資金、スーパーＬ資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市立幼稚園減免
その他支援	・がれき一時保管場所の設置及び処理。 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド株式会社） ・電話料等の支払い延長等（ＮＴＴ東日本）

	する支援 ・電話料等の支払い延長等（東日本電信電話株式会社） ・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）
p. 341	**第２章　災害復興** （略）	**第２章　災害復興** （略）
p. 342	**第３章　雪害対策** 県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。 平成 26 年２月８日から９日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、県内では、15 日に秩父で 98 ㎝、熊谷で 62 ㎝と、観測史上最大の積雪となった。 大雪の原因としては、異常気象の発生に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。 こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。	**第３章　雪害対策** 県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。 平成 26 年２月８日から９日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、県内では、15 日に秩父で 98 ㎝、熊谷で 62 ㎝と、観測史上最大の積雪となった。 こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。
p. 343	**第３　実施計画** **具体的取組** **＜予防・事前対策＞** **１　市民が行う雪害対策** **２　情報通信体制の充実強化** **３　雪害における応急対応力の強化** **４　避難所の確保** **５　孤立予防対策** **６　建築物の雪害予防** **７　道路交通対策** **８　鉄道等交通対策** **９　ライフライン施設雪害予防** **10　農林水産業に係る雪害予防** **１　市民が行う雪害対策** **（２）具体的な取組内容** **ア　自助の取組**　　**【危機管理課（総括班）、市民】** ①　自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食糧や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。 なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。 ②　市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。	**第３　実施計画** **具体的取組** **＜予防・事前対策＞** **１　市民が行う雪害対策** **２　情報通信体制の充実強化** **３　雪害における応急対応力の強化** **４　避難所の確保** **５　孤立予防対策** **６　建築物の雪害予防** **７　道路交通対策** **８　鉄道等交通対策** **９　ライフライン施設雪害予防** **10　農林水産業に係る雪害予防** **１　市民が行う雪害対策** **（２）具体的な取組内容** **ア　自助の取組**　　**【危機管理課（総括班）、市民】** ①　自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。 なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーバー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。 ②　市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。
p. 345	**４　避難所の確保**　　**【危機管理課（統括班）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】** **５　孤立予防対策**	**４　避難所の確保**　　**【危機管理課（統括班）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】** **５　孤立予防対策**

	（２）具体的な取組内容	（２）具体的な取組内容
p. 346	エ　地域コミュニティによる支援機能の強化 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）】 地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。	エ　地域コミュニティによる支援機能の強化 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）】 地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。
p. 347	７　道路交通対策	７　道路交通対策
	（２）具体的な取組内容 ア　道路交通の確保 【危機管理課（総括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、道路管理者】 ①　道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。 ②　道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。	（２）具体的な取組内容 ア　道路交通の確保 【危機管理課（総括班）、建設課・市街地整備課（応急復旧班）、道路管理者】 ①　道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。 ②　道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。
	ウ　関係機関の連携強化 【危機管理課（総括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、道路管理者】	ウ　関係機関の連携強化 【危機管理課（総括班）、建設課・市街地整備課（応急復旧班）、道路管理者】
p. 349	＜応急対策＞ １　応急活動体制の施行 ２　情報の収集・伝達・広報 ３　道路機能の確保 ４　警備・交通規制 ５　救出・救助及び孤立地区への支援の実施 ６　避難所の開設・運営 ７　医療救護 ８　ライフラインの確保 ９　地域における除雪協力	＜応急対策＞ １　応急活動体制の施行 ２　情報の収集・伝達・広報 ３　道路機能の確保 ４　警備・交通規制 ５　救出・救助及び孤立地区への支援の実施 ６　避難所の開設・運営 ７　医療救護 ８　ライフラインの確保 ９　地域における除雪協力
	１　応急活動体制の施行 （１）取組方針 市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。	１　応急活動体制の施行 （１）取組方針 市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。 なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。
p. 351	４　警備・交通規制　　【警察本部】	４　警備・交通規制　　【警察本部、道路管理者】
	（２）具体的な取組内容	（２）具体的な取組内容
	イ　交通規制　　【道路管理者】 ①　緊急交通規制 気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。 ②　除雪作業に伴う交通整理と交通規制 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一	イ　交通規制　　【道路管理者】 ①　緊急時の交通規制 気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。 ②　除雪作業に伴う交通整理と交通規制 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する

	部解除を実施する。	場合は、既存規制の一部解除を実施する。
p. 352	**５　救出・救助及び孤立地区への支援の実施**	**５　救出・救助及び孤立地区への支援の実施**
	（２）具体的な取組内容 **イ　なだれ発生に伴う避難**　　**【総括班（危機管理課）】** 市は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、市民に対し避難の勧告又は指示を行う。市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。 市民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防局、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。 **ウ　ヘリコプター等による救出・救助** **【統括班（危機管理課）、建築班（都市計画課）】** 積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の市民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認めた時は、市は県に対し、防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を要請する。 また、救助の規模が県及び市による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。	**（２）具体的な取組内容** **イ　なだれ発生に伴う避難**　　**【総括班（危機管理課）】** 市は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、市民に対し避難の指示を行う。市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。 市民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防組合、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。 **ウ　ヘリコプター等による救出・救助** **【統括班（危機管理課）、応急復旧班（市街地整備課）】** 積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の市民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認めた時は、市は県に対し、県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を要請する。 また、救助の規模が県及び市による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。 **エ　雪害時の滞留車両の乗員保護** **【総括班（危機管理課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、道路管理者】** 積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。
p353	**エ　孤立地区の応急対策**　　**【総括班（危機管理課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、道路管理者、交通事業者】** 積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の市民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。	**オ　孤立地区の応急対策**　　**【総括班（危機管理課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、道路管理者、交通事業者】** 積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の市民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
	６　避難所の開設・運営 **【総括班（危機管理課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、学校】** なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民や、交通途絶により孤立した地域の市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。 気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。 「第１章－第８節－＜応急対策＞（306ページ）」を準用する。	**６　避難所の開設・運営** **【総括班（危機管理課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、学校】** なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民や、交通途絶により孤立した地域の市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。 気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。 「第１章－第８節－＜応急対策＞（306ページ）」を準用する。
p. 354	**８　ライフラインの確保**	**８　ライフラインの確保**
	（２）具体的な取組内容 **ア　応急対策の実施**　　**【総括班（危機管理課）、ライフライン事業者】** ①　ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。 ②　ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。 ③　市は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。	**（２）具体的な取組内容** **ア　応急対策の実施**　　**【総括班（危機管理課）、ライフライン事業者】** ①　ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。 ②　ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。